

第1 法定調書の提出期限等について

1 提出期限

この手引で示す法定調書は、**令和6年1月31日(水)**までに**所轄税務署**に提出しなければなりません(給与支払報告書・特別徴収票の提出先は、各市区町村となります。)

法定調書を税務署に提出する際は、作成した「法定調書」と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(以下「合計表」といいます。)を併せて提出してください。

2 作成・提出

次のいずれかの方法により、法定調書を作成・提出してください。

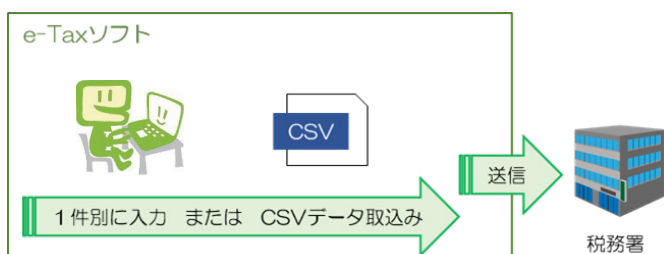
法定調書の作成に当たっては、記載すべき事項に誤りや不足等がないようご注意ください。

なお、①e-Tax、②クラウド等、③光ディスク等(以下「e-Tax等」といいます。)のいずれかによる提出が義務となる場合があります。詳しくは2ページをご確認ください。

① e-Tax

e-Taxを利用して、法定調書の作成と提出を行う方法です。

(注) e-Taxをご利用いただくためには、e-Tax等での提出義務の有無に関わらず、事前に所轄税務署へ開始届出書を提出して、利用者識別番号を取得する等の手続が必要となります。詳しくは、e-Taxホームページをご確認ください。



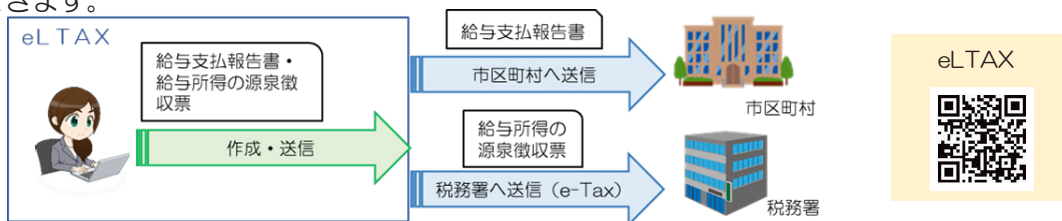
この手引で紹介する6種類の法定調書は、e-Taxソフト(WEB版)で法定調書の作成と提出が可能です。詳しくは38ページとこちらをご確認ください。



税務職員ふたば

【参考】地方税ポータルシステム(eLTAX)

eLTAXの電子的提出一元化機能を利用すると、各市区町村に提出する給与支払報告書のデータと、所轄税務署に提出する給与所得の源泉徴収票のe-Tax用データを同時に作成し、それぞれ提出することができます。



② クラウド等

認定クラウド等の提出領域に法定調書のデータを記録し、税務署長にアクセス権限を付与して提出する方法です。

(注) 認定クラウド等を利用して提出する場合、e-Tax等での提出義務の有無に関わらず、事前に認定クラウド等の利用契約をし、所轄税務署へ利用開始を届け出る等の手続が必要となります。



詳しくはコチラ



③ 光ディスク等(CD・DVDなど)

法定調書をCSV形式で作成し、CD・DVDなどにデータを格納して提出する方法です。



詳しくはコチラ



④ 書面

法定調書を紙で作成し、提出する方法です。

本店等一括提出制度について

本店等が、e-Tax 等により、支店等が提出すべき法定調書を取りまとめて提出（本店等一括提出）することができる制度です。

なお、支店等が本店等一括提出を選択する場合には、その支店等が当該支店等を所轄する税務署長に対して「支払調書等の本店等一括提出に係る承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。

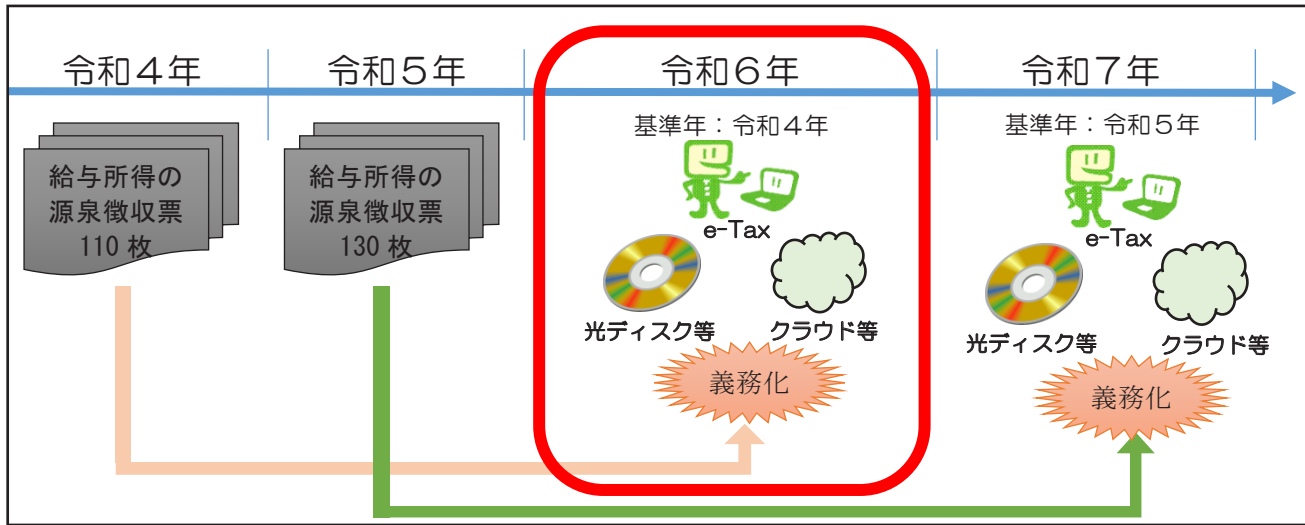
申請書



e-Tax、クラウド等又は光ディスク等による提出義務基準について

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が **100枚以上** である法定調書については、e-Tax 等による提出が必要です。

なお、提出義務の判定は法定調書の種類ごとに行いますのでご注意ください。



3 令和5年分の法定調書の提出から適用される主な改正事項

(1) 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）関係

① 住宅借入金等特別控除について、「住宅借入金等特別控除区分（1回目、2回目）」欄は、住宅が「特例居住用家屋」又は「特例認定住宅等」に該当する場合、区分に応じて「住（特家）」、「認（特家）」、「震（特家）」と記載してください。

※ 詳しくは7ページ⑪ **住宅借入金等特別控除の額の内訳**を参照してください。

② 控除対象扶養親族の方が非居住者である場合には、区分の欄に「01～04」の区分を記載してください。

※ 詳しくは8ページ⑳ **（源泉・特別）控除対象配偶者控除対象扶養親族**を参照してください。

(2) 給与所得の源泉徴収票及び給与支払明細書の電磁的交付に係る承諾手続について

「給与所得の源泉徴収票」及び「給与支払明細書」について、支払者が受給者から電子交付の承諾を得ようとする際に、「支払者が定める期限までに承諾に係る回答がない時は承諾があったものとみなす」旨の通知をあらかじめ受給者に行い、その期限までに受給者からの回答がなかった場合には、電子交付の承諾があったものとみなされることとなりました。

詳しくは国税庁ホームページのFAQをご確認ください。

FAQ



(3) 支払調書等の光ディスク等による提出の承認申請の廃止について

e-Tax 等での提出が義務付けられていない方が、光ディスク等で法定調書を提出する場合には、事前に所轄税務署へ「支払調書等の光ディスク等による提出の承認申請書」を提出し、所轄税務署長の承認を受ける必要がありましたが、令和5年4月1日以降廃止となりました。

～市区町村からのお知らせ～

退職手当等の支払を受ける一定の配偶者又は扶養親族がいる場合、「給与支払報告書」の摘要欄に氏名等を記載した上で、「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄にマイナンバーを記載してください。

この場合、「（摘要）」欄に記載した氏名と「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載したマイナンバーの対応関係が分かるようにしてください。

詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。